

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

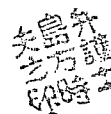
被告 橋下 徹

## 準備書面 5

平成19年12月7日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫



同 兒 玉 浩 生



### 1 個々の懲戒請求の違法性の議論は不要である

被告は、個々の懲戒請求者の請求に違法性がなく、それゆえに、それを扇動した被告の行為も違法性を欠くと主張する(答弁書76頁)。

しかしながら、上記主張は失当である。

故意または過失のある不法行為によって、損害が発生したとき、仮に適法行為を介在するとしても、不法行為に基づく損害賠償請求が認容されることは自明の理である。

たとえば、医師が特定の患者を殺害しようと企て、毒入りの注射器を用意し、これをその患者に注射するよう指示して注射器を看護師に渡したとする。このとき、

- ① 看護師が全く毒入りであることに気づく余地がなく、想像すらせずに注射した場合、
- ② 看護師が毒入りである可能性を薄々感じながらもそのまま注射した場合、
- ③ 看護師が毒入りであることに気づいたがそのまま殺意をもって注射した場合、

いずれの場合も、看護師に注射を指示した医師に不法行為が成立することは明らかである（この事例において、①の場合は看護師の行為には違法性がないが、②及び③の場合は看護師の行為には違法性がある。）。

したがって、本訴請求における被告の行為の違法性を判断するためには、個々の懲戒請求の違法性を議論ないし判断する必要はないのである。被告の上記主張は原告らの請求原因と整合せず、失当である。

## 2 本件被告発言と大量の懲戒請求の間には因果性がある

今般、原告らに対して大量になされた懲戒請求について、その大半は被告の扇動行為の影響によるものである。

被告の扇動発言と大部分の懲戒請求との間には、以下の根拠により、因果性が優に認められる。

- (1) テレビ放送における被告発言が多く、懲戒請求者に請求を促したこと  
被告発言が放送された地域は、全国30道府県であり、17都県においては放送されていない（甲6号証）。

原告らに対して、実際になされた懲戒請求の懲戒請求書（甲2号証）に記載された請求者の住所を集計すると、別表1のとおりとなる（なお、付

された事件番号ごとに1件の懲戒請求としている。事件番号は、複数の弁護士が対象とされる1通の懲戒請求書によるものについては、対象弁護士毎に1個が付されている。)

これを、放送地域と非放送地域に分け、それぞれの人口100万人あたりの請求件数(別表2)をみると、放送地域の合計は約13.05人であるのに対して、非放送地域の合計は約5.18人と、明らかな差異を生じている。

なお、非放送地域である神奈川県への請求には、署名活動の形式によって23人分の懲戒請求が集められたものがあり、請求人数分の事件番号(広弁網第1839号から第1999号までの92件)が付されている(甲2号証の13)。この請求を除外すれば、人口あたりの請求件数上位14都道府県までを放送地域が占め、その合計は825件(本訴提起までの原告らの請求件数合計1222件のおよそ3分の2を占める)である(別表3参照)。

さらに、原告足立に対する懲戒請求について時期的な偏りを考察すると、別表4のとおり、本件放送から本年6月末までの約1ヶ月間になされたものが238件(8月末までになされた318件の約3分の2)を占めていることがわかる。

そのほか、本件被告発言がなされた番組放送(本件被告発言は平成19年5月27日午後1時30分から放送された当該番組冒頭の10分程度の間になされた)の直後に、本件被告発言が紹介されたり、原告ら弁護人の氏名や懲戒請求の方法の教示を求めたりするインターネット上の書き込みがなされている(甲12号証)。

(2) 引用された被告発言が多く、懲戒請求を促したこと

被告発言に前後して、インターネット上には数件の「懲戒請求書」書式(テンプレート)が掲載されていた。実際に原告らに対してなされた懲戒請求の多くは、このような書式を利用したものであった。

書式を掲載していたページでは、本件被告発言を引用したり、本件被告発言を含む番組放送の動画を閲覧することができるウェブサイト（たとえば、<http://www.vsocial.com/video/?d=92242>, <http://www.youtube.com/watch?v=bdFR26ZXsfM> など）へのリンクを付して本件被告発言を紹介しつつ、多数の懲戒請求が呼びかけられていた（甲7号証、甲8号証）。

また、インターネット上では、弁護士会から懲戒請求の受理・調査開始の通知（弁護士法第64条の7第1項第1号に基づく通知）を受けて不安に思う懲戒請求者に対して、被告発言の動画を紹介して「怖じ気付く事は無い」と述べる者もあった。

弁護士としての専門的知見であると認識されやすい被告の発言は、このように副次的に利用されることにより、繰り返し多数人に聴取され、人々の規範意識を押し下げ、懲戒請求を決意させる大きな要因となった。

### (3) 誤解に基づいて安易になされた懲戒請求が多くみられること

原告らに対してなされた懲戒請求の多くは、すでに懲戒事由の主張が記載されており、日付、住所、氏名、連絡先を記入して弁護士会に送付すれば済むような書式を利用したものであり、多くの請求が、調査・検討・熟考・躊躇等を欠いたままなされていることが窺える。

また、同一住所同一姓の複数人（家族とみられる）からそれぞれなされた請求や、署名活動のような形式でなされた請求もあり（広弁綱第1825号（甲2号証の12）、広弁綱1839号以下（甲2号証の13）等）、「数が多ければ懲戒処分がなされる」「署名活動のようなものである」という誤解が広まっていたことが窺える。

現在では、安易に懲戒請求をしたことを後悔している懲戒請求者も存在する。

これらの誤解は、まさしく本件被告発言の文言から発生したものとみら

れる。本件被告発言当時、被告以外に原告らに対する多数の懲戒請求を広く促していた者はおらず、このような誤解が広く公衆に生じた他の要因(メディアにおける他の専門家の発言等)は見あたらない。

したがって、このような誤解を生じさせ、安易な懲戒請求をさせたことには、専門家である弁護士としての被告の発言が強く影響している。

#### (4) 被告自ら影響力を自認していること

被告は、平成19年8月6日に大阪弁護士会館で開催された「光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会」に参加した。そして、弁護団に対する質問の中で、「弁護団に対する懲戒請求のきっかけは僕がつくったものだと思います。」(乙1号証34頁)と述べた。

これは、被告が発言の影響力を自認するものであるとともに、自己の発言による多数の懲戒請求の影響を甘んじて引き受けるという意思を示したものであると思われる。

#### (5) 被告が個々の懲戒請求者をコントロールしようとしていること

被告は、自らのブログで、個々の懲戒請求者に対して、「私を提訴した原告は、『懲戒請求した皆さん(国民)は、損害賠償責任を負う』と断定していますが、その心配は全くありません。」と呼びかけ、すでになされた懲戒請求を追認している(乙5号証の8)。また、被告は、2007年11月11日付けのブログの中で、「原告らに対する懲戒請求は、皆さんにやって頂いたものを利用させていただきます。」と記載した(甲5号証の16第8頁)。「皆さんにやって頂いた」との表現は、現在なされている多数の懲戒請求は被告が発言時に望んだ結果であることを示すものである。

さらに、被告は、原告今枝が平成19年10月9日ころ懲戒請求者に送付した「求釈明書」について、「取り下げを強要する不当文書です。脅迫罪、強要罪にもあたり得ます。」などと評したうえで、「今枝弁護士から

の求釈明書は無視して下さい。」と呼びかけている(乙5号証の15)。  
そして、被告は、「弁護士会からの呼び出しも無視して下さい。…その文書は当事務所までファックスして頂ければ、その後の対応について協議させて頂きます。」とし(乙5号証の16(第9項))、「求釈明書を送り付けられた人から、今枝弁護士に損害賠償請求訴訟を起こしてくれと依頼されれば、弁護士業務として条件が合えば当事務所の弁護士が代理人になることは吝かでない。」(甲5号証の17(③))とまで記載している。

ところで、被告が答弁書において主として主張していた“教唆犯”的構成によれば、各懲戒請求者は被告との共同不法行為者であることになり、個々の不法行為及び共同不法行為の成立如何によっては、被告と懲戒請求者との間には求償関係が生じることになる。したがって、上記のように被告が懲戒請求者への関与を企図する事件は、懲戒請求者と利益相反する事件であり、弁護士職務基本規程により依頼者の同意を得なければ職務を行うことができない「依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件」(同規定第28条第2項第4号)にはほかならないと思われる。

そのような職務遂行の適否はともかくとして、このように、被告は相当の意欲と関心をもって、各懲戒請求者を自己のコントロールの下に置こうとしているのであり、発言による影響力の存在を自ら認めた行動にはほかならない。

以上のとおり、不法行為である本件被告発言と、原告らに対してなされた大量の懲戒請求との間には、相当程度の因果性が優に認められるのであって、実際になされた懲戒請求がもたらした原告らの各損害と本件被告発言との間には相当因果関係がある。

以上

(別表1)

懲戒請求者の住所地別統計表(基本表)

都道府県	人口(千人)	懲戒請求件数					対人口比 (100万人あたり請求件数)	番組放送
		今枝	新川	足立	井上	合計		
北海道	5,628	3	3	4	3	13	2.30988	有
青森	1,437	0	0	0	0	0	0.00000	
岩手	1,385	0	0	0	0	0	0.00000	
宮城	2,360	4	4	4	4	16	6.77966	有
秋田	1,146	1	1	1	1	4	3.49040	
山形	1,216	0	0	0	0	0	0.00000	
福島	2,091	1	1	1	1	4	1.91296	
茨城	2,975	1	1	1	1	4	1.34454	
栃木	2,017	3	3	3	3	12	5.94943	
群馬	2,024	0	0	0	0	0	0.00000	
埼玉	7,054	3	3	3	3	12	1.70116	
千葉	6,056	5	5	5	5	20	3.30251	
東京	12,577	22	22	22	22	88	6.99690	
神奈川	8,792	32	32	32	32	128	14.55869	
新潟	2,431	4	4	4	4	16	6.58165	有
富山	1,112	0	0	0	0	0	0.00000	有
石川	1,174	0	0	0	0	0	0.00000	
福井	822	1	1	1	1	4	4.86618	
山梨	885	3	3	3	3	12	13.55932	有
長野	2,196	15	15	15	15	60	27.32240	有
岐阜	2,107	5	5	5	5	20	9.49217	有
静岡	3,792	4	4	4	4	16	4.21941	
愛知	7,255	21	21	21	21	84	11.57822	有
三重	1,867	5	5	5	5	20	10.71237	有
滋賀	1,380	1	1	1	1	4	2.89855	有
京都	2,648	4	4	4	4	16	6.04230	有
大阪	8,817	27	27	28	27	109	12.36248	有
兵庫	5,591	28	28	28	28	112	20.03219	有
奈良	1,421	2	2	2	2	8	5.62984	有
和歌山	1,036	1	1	1	1	4	3.86100	有
鳥取	607	0	0	0	0	0	0.00000	有
島根	742	0	0	0	0	0	0.00000	有
岡山	1,957	12	12	12	12	48	24.52734	有
広島	2,877	24	24	29	24	101	35.10601	有
山口	1,493	12	12	12	12	48	32.15003	有
徳島	810	0	0	0	0	0	0.00000	有
香川	1,012	1	1	1	1	4	3.95257	有
愛媛	1,468	2	2	2	2	8	5.44959	有
高知	796	9	9	9	9	36	45.22613	有
福岡	5,050	20	20	29	20	89	17.62376	有
佐賀	866	1	1	1	1	4	4.61894	有
長崎	1,479	1	1	1	1	4	2.70453	有
熊本	1,842	12	11	12	11	46	24.97286	有
大分	1,210	0	0	0	0	0	0.00000	
宮崎	1,153	0	0	0	0	0	0.00000	有
鹿児島	1,753	10	10	10	10	40	22.81803	有
沖縄	1,362	1	1	1	1	4	2.93686	
その他		1	1	1	1	4		
合計		302	301	318	301	1,222		

※各都道府県の人口は平成17年国勢調査の結果による

(別表2)

懲戒請求者の住所地別統計表(放送のある道府県)

都道府県	人口(千人)	懲戒請求件数					対人口比 (100万人あたり請 求件数)	番組放送
		今枝	新川	足立	井上	合計		
北海道	5,628	3	3	4	3	13	2.30988	有
宮城	2,360	4	4	4	4	16	6.77966	有
新潟	2,431	4	4	4	4	16	6.58165	有
富山	1,112	0	0	0	0	0	0.00000	有
山梨	885	3	3	3	3	12	13.55932	有
長野	2,196	15	15	15	15	60	27.32240	有
岐阜	2,107	5	5	5	5	20	9.49217	有
愛知	7,255	21	21	21	21	84	11.57822	有
三重	1,867	5	5	5	5	20	10.71237	有
滋賀	1,380	1	1	1	1	4	2.89855	有
京都	2,648	4	4	4	4	16	6.04230	有
大阪	8,817	27	27	28	27	109	12.36248	有
兵庫	5,591	28	28	28	28	112	20.03219	有
奈良	1,421	2	2	2	2	8	5.62984	有
和歌山	1,036	1	1	1	1	4	3.86100	有
鳥取	607	0	0	0	0	0	0.00000	有
島根	742	0	0	0	0	0	0.00000	有
岡山	1,957	12	12	12	12	48	24.52734	有
広島	2,877	24	24	29	24	101	35.10601	有
山口	1,493	12	12	12	12	48	32.15003	有
徳島	810	0	0	0	0	0	0.00000	有
香川	1,012	1	1	1	1	4	3.95257	有
愛媛	1,468	2	2	2	2	8	5.44959	有
高知	796	9	9	9	9	36	45.22613	有
福岡	5,050	20	20	29	20	89	17.62376	有
佐賀	866	1	1	1	1	4	4.61894	有
長崎	1,479	1	1	1	1	4	2.70453	有
熊本	1,842	12	11	12	11	46	24.97286	有
宮崎	1,153	0	0	0	0	0	0.00000	有
鹿児島	1,753	10	10	10	10	40	22.81803	有
合計	70,639	227	226	243	226	922	13.05228	

懲戒請求者の住所地別統計表(放送のない都県)

都道府県	人口(千人)	懲戒請求件数					対人口比 (100万人あたり請 求件数)	番組放送
		今枝	新川	足立	井上	合計		
青森	1,437	0	0	0	0	0	0.00000	
岩手	1,385	0	0	0	0	0	0.00000	
秋田	1,146	1	1	1	1	4	3.49040	
山形	1,216	0	0	0	0	0	0.00000	
福島	2,091	1	1	1	1	4	1.91296	
茨城	2,975	1	1	1	1	4	1.34454	
栃木	2,017	3	3	3	3	12	5.94943	
群馬	2,024	0	0	0	0	0	0.00000	
埼玉	7,054	3	3	3	3	12	1.70116	
千葉	6,056	5	5	5	5	20	3.30251	
東京	12,577	22	22	22	22	88	6.99690	
神奈川	8,792	32	32	32	32	128	14.55869	
石川	1,174	0	0	0	0	0	0.00000	
福井	822	1	1	1	1	4	4.86618	
静岡	3,792	4	4	4	4	16	4.21941	
大分	1,210	0	0	0	0	0	0.00000	
沖縄	1,362	1	1	1	1	4	2.93686	
合計	57,130	74	74	74	74	296	5.18117	

※国外居住者の請求(各原告1件)は除外している  
 ※各都道府県の人口は平成17年国勢調査の結果による



懲戒請求者の住所地別統計表(人口比件数順)

順位	都道府県	人口(千人)	懲戒請求件数					対人口比 (100万人あたり 請求件数)	番組放送
			今枝	新川	足立	井上	合計		
1	高知	796	9	9	9	9	36	45.22613	有
2	広島	2,877	24	24	29	24	101	35.10601	有
3	山口	1,493	12	12	12	12	48	32.15003	有
4	長野	2,196	15	15	15	15	60	27.32240	有
5	熊本	1,842	12	11	12	11	46	24.97286	有
6	岡山	1,957	12	12	12	12	48	24.52734	有
7	鹿児島	1,753	10	10	10	10	40	22.81803	有
8	兵庫	5,591	28	28	28	28	112	20.03219	有
9	福岡	5,050	20	20	29	20	89	17.62376	有
10	神奈川	8,792	32	32	32	32	128	14.55869	
11	山梨	885	3	3	3	3	12	13.55932	有
12	大阪	8,817	27	27	28	27	109	12.36248	有
13	愛知	7,255	21	21	21	21	84	11.57822	有
14	三重	1,867	5	5	5	5	20	10.71237	有
15	岐阜	2,107	5	5	5	5	20	9.49217	有
16	東京	12,577	22	22	22	22	88	6.99690	
17	宮城	2,360	4	4	4	4	16	6.77966	有
18	新潟	2,431	4	4	4	4	16	6.58165	有
19	京都	2,648	4	4	4	4	16	6.04230	有
20	栃木	2,017	3	3	3	3	12	5.94943	
21	奈良	1,421	2	2	2	2	8	5.62984	有
22	愛媛	1,468	2	2	2	2	8	5.44959	有
23	福井	822	1	1	1	1	4	4.86618	
24	佐賀	866	1	1	1	1	4	4.61894	有
25	静岡	3,792	4	4	4	4	16	4.21941	
26	香川	1,012	1	1	1	1	4	3.95257	有
27	和歌山	1,036	1	1	1	1	4	3.86100	有
28	秋田	1,146	1	1	1	1	4	3.49040	
29	千葉	6,056	5	5	5	5	20	3.30251	
30	沖縄	1,362	1	1	1	1	4	2.93686	
31	滋賀	1,380	1	1	1	1	4	2.89855	有
32	長崎	1,479	1	1	1	1	4	2.70453	有
33	北海道	5,628	3	3	4	3	13	2.30988	有
34	福島	2,091	1	1	1	1	4	1.91296	
35	埼玉	7,054	3	3	3	3	12	1.70116	
36	茨城	2,975	1	1	1	1	4	1.34454	
37	青森	1,437	0	0	0	0	0	0.00000	
38	岩手	1,385	0	0	0	0	0	0.00000	
39	山形	1,216	0	0	0	0	0	0.00000	
40	群馬	2,024	0	0	0	0	0	0.00000	
41	富山	1,112	0	0	0	0	0	0.00000	有
42	石川	1,174	0	0	0	0	0	0.00000	
43	鳥取	607	0	0	0	0	0	0.00000	有
44	島根	742	0	0	0	0	0	0.00000	有
45	徳島	810	0	0	0	0	0	0.00000	有
46	大分	1,210	0	0	0	0	0	0.00000	
47	宮崎	1,153	0	0	0	0	0	0.00000	有
	その他		1	1	1	1	4		
	合計	127,769	302	301	318	301	1,222		

※各都道府県の人口は平成17年国勢調査の結果による

## 懲戒請求申立件数の推移(原告足立)

申立日 (または受理日)	曜日	請求件数	累計件数	期間別 請求件数	備 考
平成19年5月27日	日	1	1	6	本件放送日
平成19年5月28日	月	0	1		
平成19年5月29日	火	3	4		
平成19年5月30日	水	1	5		
平成19年5月31日	木	1	6		
平成19年6月1日	金	8	14	71	
平成19年6月2日	土	2	16		
平成19年6月3日	日	5	21		
平成19年6月4日	月	10	31		
平成19年6月5日	火	10	41		
平成19年6月6日	水	13	54		
平成19年6月7日	木	12	66		
平成19年6月8日	金	3	69		
平成19年6月9日	土	2	71		
平成19年6月10日	日	6	77		
平成19年6月11日	月	9	86		74
平成19年6月12日	火	1	87		
平成19年6月13日	水	1	88		
平成19年6月14日	木	0	88		
平成19年6月15日	金	7	95		
平成19年6月16日	土	4	99		
平成19年6月17日	日	3	102		
平成19年6月18日	月	2	104		
平成19年6月19日	火	5	109	弁護士508名による緊急アピール	
平成19年6月20日	水	42	151		
平成19年6月21日	木	14	165	87	
平成19年6月22日	金	9	174		
平成19年6月23日	土	3	177		
平成19年6月24日	日	3	180		
平成19年6月25日	月	5	185		
平成19年6月26日	火	6	191		光市事件集中審理
平成19年6月27日	水	7	198		光市事件集中審理
平成19年6月28日	木	7	205		光市事件集中審理
平成19年6月29日	金	21	226		
平成19年6月30日	土	12	238		
平成19年7月1日	日	9	247	47	
平成19年7月2日	月	2	249		
平成19年7月3日	火	16	265		
平成19年7月4日	水	1	266		
平成19年7月5日	木	4	270		
平成19年7月6日	金	4	274		
平成19年7月7日	土	0	274		
平成19年7月8日	日	0	274		
平成19年7月9日	月	5	279		
平成19年7月10日	火	6	285		
平成19年7月11日	水	0	285		18
平成19年7月12日	木	0	285		
平成19年7月13日	金	6	291		
平成19年7月14日	土	0	291		
平成19年7月15日	日	5	296		
平成19年7月16日	月	4	300		
平成19年7月17日	火	1	301		
平成19年7月18日	水	0	301		

平成19年7月19日	木	1	302		
平成19年7月20日	金	1	303		
平成19年7月21日	土	0	303		
平成19年7月22日	日	0	303		
平成19年7月23日	月	1	304		
平成19年7月24日	火	0	304		
平成19年7月25日	水	2	306		光市事件集中審理
平成19年7月26日	木	2	308	8	光市事件集中審理
平成19年7月27日	金	2	310		光市事件集中審理
平成19年7月28日	土	1	311		
平成19年7月29日	日	0	311		
平成19年7月30日	月	0	311		
平成19年7月31日	火	0	311		
平成19年8月1日	水	0	311		
平成19年8月2日	木	1	312		
平成19年8月3日	金	0	312		
平成19年8月4日	土	0	312		
平成19年8月5日	日	0	312		
平成19年8月6日	月	0	312	2	
平成19年8月7日	火	1	313		被告ブログ更新
平成19年8月8日	水	0	313		
平成19年8月9日	木	0	313		
平成19年8月10日	金	0	313		被告ブログ更新
平成19年8月11日	土	0	313		
平成19年8月12日	日	0	313		
平成19年8月13日	月	0	313		
平成19年8月14日	火	0	313		
平成19年8月15日	水	2	315	4	
平成19年8月16日	木	0	315		
平成19年8月17日	金	0	315		
平成19年8月18日	土	0	315		
平成19年8月19日	日	0	315		
平成19年8月20日	月	2	317		
平成19年8月21日	火	0	317		
平成19年8月22日	水	0	317		
平成19年8月23日	木	0	317		
平成19年8月24日	金	0	317		
平成19年8月25日	土	0	317	1	
平成19年8月26日	日	0	317		
平成19年8月27日	月	0	317		
平成19年8月28日	火	1	318		